

「新宿区第三次実行計画（令和6～9年度）への提言」に係る対応について

1 経緯の確認

(1) 「外部評価委員会の評価方針」の記載

(3) 令和5年（2023年）度

総合計画の個別施策を評価の対象とします。当該個別施策を構成する計画事業の評価と関連する経常事業の取組状況を踏まえて、個別施策の評価を行います。

なお、個別施策と計画事業については、(1) 第二次実行計画の最終年度として総合的な評価と(2) 第三次実行計画（2024年度～2027年度）に向けた取組方針についての評価を行い、(3) 計画に対して外部評価委員会から提言を行います。

(2) 進め方（次ページスケジュール参照）

令和4年度第3回全体会（10月28日）で下記の進め方を確認した。

ア 令和4年度

令和4年度の外部評価実施結果を決定した後、令和3年度と4年度の外部評価実施結果を分析・整理し、区に対し令和4年度時点の提言を実施する。【令和5年2月】（済）

（→ 区は提言を受けた内容を、令和5年3月上旬に意思決定する「第三次実行計画の策定方針」に反映する。【令和5年3月】（済））

イ 令和5年度

令和5年度の外部評価実施結果（※）を決定した後、当該結果を分析するとともに、令和5年10月に策定される第三次実行計画素案の内容を確認し、令和4年度時点の提言に追加する内容を検討する。

検討の結果、提言に追加がある場合は、区に対し、追加の提言を実施する。【令和5年11月】

（→ 区は追加提言を受けた内容を、第三次実行計画素案から計画案への修正に反映する。【令和5年11月から12月】）

2 令和5年度の対応

(1) 令和3年度と4年度の外部評価実施結果を踏まえた提言に関する対応

第三次実行計画素案への提言の反映状況を確認する。【10月】

(2) 令和5年度の外部評価実施結果を踏まえた提言に関する対応

ア 令和5年度評価結果のうち下記に該当する内容を抽出した後、既に作成・実施済である「令和3年度と4年度の外部評価実施結果を踏まえた提言」と合わせ「令和3～5年度の外部評価実施結果を踏まえた提言」として取りまとめる。【10月】

- ① 個別施策評価結果の意見うち、施策への中長期的視点に立ったもの
- ② その他、評価を通じた意見のうち、中長期的視点に立ったもの

イ 「令和3～5年度の外部評価実施結果を踏まえた提言」については、令和5年度外部評価実施結果とともに区長に報告する。【11月】

ウ 第三次実行計画への反映状況については、総合判断の報告の際に確認する。【3月】